

報道関係者 各位

令和3年5月10日

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 石垣 健彦

課長補佐 富賀見 英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 高倉 俊二

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線5497)

(直通電話) 03(3502)6755

**緊急事態宣言の延長を踏まえ、職場における新型コロナウイルス感染症への
感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼しました
～高齢者や重症化リスクのある労働者や妊娠している労働者などへ、感染予防の配慮などを周知～**

厚生労働省は、本日、緊急事態宣言の延長を受け、労使団体や業種別事業主団体などの経済団体に対し、職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化などを傘下団体・企業に周知するよう、改めて依頼しました。

今回で8回目となる協力依頼は、5月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）で、「高齢者や基礎疾患有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと」とされたことなどについて周知するとともに、引き続き、職場における感染予防と健康管理を実施していただくよう、事業主に働きかけることを目的としたものです。

* これまでに、令和2年4月17日、5月14日、8月7日、11月27日、令和3年1月8日、2月12日、4月26日に実施

厚生労働省では、感染防止の取り組みについて事業主に働きかけるとともに、都道府県労働局に設置した相談コーナーにおいて、引き続き、事業主や労働者からの相談などへの対応を行っていきます。併せて、各事業などを所管する省庁などに対し、上記の趣旨を周知するよう、協力を依頼しました。

**【別添】経済団体等への協力依頼「緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス
感染症への感染予防及び健康管理について」**

【参考】協力依頼先の労使団体・事業主団体リスト

※本要請に関する参考資料ダウンロード先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

令和3年5月10日

労使団体の長あて

緊急事態宣言の延長を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、「高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと」等とされたところです（別添1）。

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理につきましては、令和3年4月26日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示しし、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、改正後の基本的対処方針につきましても、別添2の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や別添3の「テレワークを有効に活用しましょう」を活用いただく等によりご配慮いただくよう、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長